

旭川医科大学病院臨床研究支援センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院臨床研究支援センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院臨床研究支援センター規程（平成27年旭医大達第9号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
（略） （副センター長） 第7条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在のときは、その職務を代行する。 2 副センター長は、教授、准教授、講師、<u>助教又は看護部長</u>のうちから、センター長の推薦に基づき、病院長が指名する者をもって充てる。 3 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年7月1日から施行する。</u> 【改正理由】 副センター長の候補者について見直しを行ったため、規定を改正するものである。	（略） （副センター長） 第7条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在のときは、その職務を代行する。 2 副センター長は、教授、准教授、講師<u>又は助教</u>のうちから、センター長の推薦に基づき、病院長が指名する者をもって充てる。 3 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

